

(答申第8号)

平成23年9月27日

寒川町教育委員会
委員長 寺 本 偕 子 様

寒川町情報公開審査会
会長 片 岡 正 昭

公文書の非公開決定に関する異議申立について (答申)

平成23年7月5日付け寒教学第434号で諮問された「平成21年度に行われた全国学力・学習状況調査の寒川町の中学校、小学校の国語・数学(算数)それぞれの調査結果」に係る公文書非公開決定の件について、次のとおり答申します。

1. 審査会の結論

「平成21年度に行われた全国学力・学習状況調査の寒川町の中学校、小学校の国語・数学(算数)それぞれの調査結果」の公文書公開請求に対して、寒川町教育委員会(以下「実施機関」という。)が行った非公開決定処分は、これを取り消し公開決定をすべきである。

2. 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人による平成23年6月23日付の公文書公開請求に対して、実施機関が平成23年7月1日付で行った非公開決定処分の取り消しを求める、ということである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人は、非公開決定の取り消しを求める理由について次のとおり主張している。

- ア 「平成21年度全国学力・学習状況調査」（以下「本件調査」という。）の調査結果は、多くの保護者が知りたがっている情報であり、広く公開すべきである。実施機関は、これまでに公開を求める保護者からの要望は無いと説明しているが、町議会（平成20年第4回定例会）で住民の代表である議員が公表を要望している。また、保護者に対してアンケートなどを実施しておらず、実施機関は自ら民意をくみ上げる姿勢が欠けている。要望を受け付けていないだけであって、要望が無いとは言えない。本件調査の目的を考慮しても、調査結果は公開し、実施機関、学校及び保護者が情報を共有し、教育施策の改善に役立てるべきであり、この情報を秘匿することは、「町政に対する町民の信頼と理解を深め、公正で開かれた町政の発展に寄与する」という寒川町情報公開条例（以下「条例」という。）の目的に反する。
- イ 文部科学省が作成した「平成21年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（以下「実施要領」という。）7.（5）イに、「市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。ただし、市町村教育委員会は、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。」とあるが、今回の請求は寒川町における公立学校全体の結果の公開を求めているのであって、個々の学校名を明らかにした公開は求めている。これは実施要領においても実施機関の判断にゆだねられているのだから、実施要領は非公開とした根拠にならない。
- ウ 実施機関は、本件調査の調査結果を公開すると「児童生徒及び保護者が誤った認識を抱くことになり、本来の教育の目的とかけ離れて行くおそれ」や「教育委員会と各学校との信頼関係が損なわれ今後の本調査のみならず教育事務全般の効率的遂行を不当に阻害するおそれ」があると説明しているが、このようなおそれは全くないと考える。神奈川県内でもすでに多くの自治体が本件調査の結果を公開しているが、それらの自治体で混乱が起きたとは聞かない。「～おそれがある」とか「～可能性がある」といったあいまいな理由を連ねて、公開によるデメリットだけをことさらに強調しているにすぎず、実施機関が非公開決定の根拠とする条例第5条第4号ウには該当しない。

3. 実施機関の主張要旨

実施機関は、非公開決定とした理由を次のとおり主張している。

- ア 異議申立人は、本件調査の結果について多くの保護者が知りたがっている」と主張するが、実施機関には保護者から公開についての要望はなく、各学校からもそのような要望があったとは聞いていない。異議申立人は、本件調査の調査結果を公開することで教育施策の改善が図れると主張しているが、現在でも、各児童生徒には、それぞれの調査結果を提供し、実施機関、学校、児童生徒及び保護者の間では情報共有がなされている。各学校においては本件調査の調査結果を踏まえた取り組みを行っており、本件調査の調査結果を公開しなくても教育施策の改善は図られている。
- イ 異議申立人が主張するように、実施要綱では町内における公立学校全体の公表は実施機関の判断にゆだねられているが、実施機関は、調査結果を公表しないことを前提に、各学校の協力を得て調査に参加している。現時点で調査結果を公開すれば、実施機関と各学校との信頼関係が損なわれ、今後の本件調査の実施はもとより、学校教育に関する事務全般で適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。
- ウ 異議申立人が主張するように、神奈川県内の他の自治体で、本件調査結果が公開されている事実はある。これらの自治体で具体的に支障が生じた例は把握していないが、神奈川県内のすべての自治体で本件調査の結果が公開されれば、興味本位で市町村間のランク付けがされることは容易に想像できる。児童生徒の評価は知徳体の三位一体で評価されるべきものであり、その一部をもって評価されることは、誤った序列化を不当に引き起こし、児童生徒が誤った認識を抱くことになる。その結果、成績重視の過度な競争原理が教育現場に持ち込まれ、児童生徒にさまざまな悪影響が及ぼされるのではないかと大変心配される。過去には、東京都足立区で区独自の学力テストにおいて、不正行為の疑いや一部の児童の点数を集計から除外するなどの事案が発生した事実があり、本件調査の調査結果を公開すれば教育現場に混乱と悪影響を及ぼす可能性が大きいと考えられる。

4. 審査会の判断理由

(1) 異議申立人が求める情報の特定

当審査会は、公文書公開異議申立書、意見書及び口頭意見陳述から、異議申立人が公開を求める情報は、本件調査の調査結果のうち、教科に関する調査結果の公立学校全体の平均正答率である、と特定した。

(2) 実施要領に記載の事項について

実施要領7.(5)(イ)に、調査結果の取扱に関する配慮事項として「市町村教育委員会が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。ただし市町村教育委員会は、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと」と記載されている。そもそも実施要領に法的拘束力はないが、本件請求が学校単位ではなく寒川町全体の数値を求めたものであることから、実施要領の記述からも非公開とする根拠にはならない。

(3) 条例第5条第4号ウの該当性について

公文書の公開請求は条例に基づく請求であり、請求に対する決定は条例の規定により判断されるべきである。公文書は原則公開であって、条例第5条各号の規定はいわば例外的に非公開とする要件であり、この要件に該当するか否かは慎重に判断する必要がある。当審査会は条例第5条の該当性について、実施機関からの説明聴取のほかインカメラ審理を実施し、次のとおり判断した。

ア 実施機関は、条例第5条第4号ウの規定を非公開決定の根拠としているが、条例第5条第4号ウでは、公文書を公開することによって、「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ効率的な遂行を不当に阻害するおそれ」がある場合には公開しないこととしている。ここでいう「おそれ」とは、ある程度高い確率で発生するであろうと推測できる蓋然性が要求されると解すべきであり、単に可能性があることのみをもって非公開とするべきではない。

実施機関は、本件調査結果を公表すると「誤った序列化を不当に引き起こし、児童生徒が誤った認識を抱き、せまい教育観に陥ってしまい、本来の教育の目的とかけ離れて行くおそれ」や「実施機関と各学校との信頼関係が損なわれ、今後の本件調査の実施はもとより、学校教育に関する事務全般で適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれ」があると説明しているが、実施機関からその「おそれ」について、具体性や高度の蓋然性について十分な説明はなかった。

既に本件調査の調査結果を公開した他の自治体において、教育現場で支障が生じた事例があるかどうかについても実施機関は把握していない。また、本件調査に参加した寒川町の学校は小学校が5校、中学校は3校であるから、町全体の情報が公開されても特定の学校の

結果が即座に明らかになるわけではない。さらに、もしもそのような「おそれ」があるならば、実施機関または各学校が児童生徒及び保護者に対し、本件調査の意義や結果解釈について十分説明すれば事足りることであり、実施機関と各学校との信頼関係の問題であれば、実施機関の各学校に対する十分な説明をもって解決されるべき問題であろう。

以上の点から、このようなおそれがそれほど高い確率で発生するとは考えにくく、漠然とした不安がある程度では条例第5条第4号ウに該当するとはいえない。

イ 実施要領に記載のとおり町内における公立学校全体の公開については実施機関の判断にゆだねられており、実施機関は「公開しない」とする判断をして本件調査を実施した。しかし、各学校との関係を重視するあまり、情報公開制度の趣旨、条例の規定に該当するか否かの検討が十分ではなかったと推測する。

ウ 情報公開制度においては、公文書は公開が原則である。例外的に定められた非公開の要件については、条例の規定に基づいて判断する以外にない。当審査会は、実施機関の説明では条例第5条第4号ウに該当するとは考えられないと判断し、「1 審査会の結論」で述べたとおり結論付けた。

6. 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

〈別紙〉 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年7月 5日	実施機関から諮問書を受理
平成23年7月 5日	実施機関に対し理由説明書の提出を要求
平成23年7月11日	実施機関から理由説明書を受理
平成23年7月13日	異議申立人に理由説明書の写しを送付し、意見書の提出を要請
平成23年7月19日	異議申立人から意見書を受理し、実施機関に送付
平成23年8月 9日	審査会会議(1回目) インカメラ審理の実施
平成23年8月17日	審査会会議(2回目) 異議申立人による口頭意見陳述及び質疑 実施機関からの口頭説明及び質疑
平成23年9月20日	審査会会議(3回目) 答申の検討